

石綿(アスベスト)健康被害者のご遺族の皆様へ

「特別遺族弔慰金・特別葬祭料」の 請求期限が**10年延長**されました。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の一部改正により
「特別遺族弔慰金等」の請求期限が延長されました。

①中皮腫及び石綿による肺がんによりお亡くなりになった場合

お亡くなりになった日	改正後請求期限
平成18年 3月26日まで	平成34年 3月27日 <small>(改正前請求期限/平成24年3月27日)</small>
平成18年 3月27日から 平成20年11月30日まで	平成35年12月 1日 <small>(改正前請求期限/平成25年12月1日)</small>
平成20年12月 1日以降	死亡後15年以内 <small>(改正前請求期限/死亡後5年以内)</small>

②著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚により お亡くなりになった場合

お亡くなりになった日	改正後請求期限
平成22年 6月30日まで	平成38年 7月 1日 <small>(改正前請求期限/平成28年7月1日)</small>
平成22年 7月 1日以降	死亡後15年以内 <small>(改正前請求期限/死亡後5年以内)</small>

労働者(労災保険に加入していた方)のご遺族を対象とする「特別遺族給付金」についても改正が行われました。

特別遺族給付金の請求手続きなどのご相談については、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

※特別遺族給付金との同時請求について

石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものであるのか仕事以外のものであるのか分からない場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

お問い合わせ先



独立行政法人 環境再生保全機構

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9F

ホームページ <http://www.erca.go.jp/asbestos/> 石綿 救済 検索

通話料無料



さあはやく きゅうさい
0120-389-931

受付時間 9:30~17:30(土・日・祝・年末年始12/29~1/3を除く)

石綿(アスベスト)健康被害救済制度

救済給付の対象となる指定疾病

1：中皮腫

2：石綿による肺がん

3：著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺

4：著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

これらの疾病により、現在療養中の方やそのご遺族の方は、
労災保険等の対象とならない場合でも

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、
医療費、弔慰金等の救済給付が受けられます。

(認定申請等が必要です。また、認定の決定に際して、一定の審査があります。)

また、お心当たりの方への情報提供にご協力お願いいたします。

■申請等の受付について

環境再生保全機構、環境省地方環境事務所又はお近くの保健所等にご相談のうえ、申請等の手続きを行ってください。ご相談には、環境再生保全機構 [フリーダイヤル ☎0120-389-931](tel:0120-389-931) もご利用できます。

1 療養中の方への救済給付

- 医療費(自己負担分)・・・療養開始日から支給されます。(認定申請日から最大3年前までさかのぼって請求することができます)
- 療養手当(約10万円/月)・・・療養開始日または認定申請日の3年前の日が属する月の翌月から療養等が不要になった日が属する月まで支給されます。

2 特別遺族弔慰金等の救済給付(認定の申請をしないで亡くなりになった方のご遺族への給付)

- 特別遺族弔慰金(280万円)・特別葬祭料(約20万円)が支給されます。

①中皮腫・石綿による肺がんにより亡くなられた方のご遺族への救済給付

- (ア)平成18年3月26日以前(この法律の施行前)に亡くなった方のご遺族の請求期限は平成34年3月27日までです。
(イ)平成18年3月27日以後(法律施行後)に認定の申請をしないで亡くなった方のご遺族の請求期限は死亡後15年以内です。ただし、改正法施行前(平成20年12月1日より前)に亡くなられた方のご遺族の請求期限は平成35年12月1日(改正法の施行日より15年以内)です。

②著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚により亡くなられた方のご遺族への救済給付

- (ア)平成22年6月30日以前(改正政令の施行前)に亡くなった方のご遺族の請求期限は平成38年7月1日までです。
(イ)平成22年7月1日以後(改正政令施行日以降)に認定の申請をしないで亡くなった方のご遺族の請求期限は死亡後15年以内です。